

# 転入者(市内転居含む)の方へ

## 燃やせるごみ

転入や転居で排出場所が決まったら環境センター（54-3100）への届出が必要です。ただし、アパート（共同住宅）・マンションの場合は、不動産会社及び管理会社等へご連絡ください。

## 資源物 ・ 燃やせないごみ

町内会の集積所へ出す場合は、集積所を管理している町内会へご確認ください。（それぞれの町内会のルールがありますので、併せてご確認ください。）  
アパート・マンションの場合は管理者にお尋ねください。  
引越して多量に出たごみは、環境センターへ、分別して搬入してください。（当日事前に電話連絡が必要です）  
なお、環境センターへの持ち込みは、有料となっています。（P 3 6 参照）

# 指定ごみ袋制度（一般家庭の燃やせるごみ用）について

週2回の「燃やせるごみの収集日」に出す際に使用してください。

大村市では、家庭の「燃やせるごみ」を対象に「指定ごみ袋」を利用していただくことになっています。

種類	料金
----	----

- 大（45ℓ） 1セット（20枚入り） 600円
- 小（20ℓ） 1セット（20枚入り） 300円
- 特小（12ℓ） 1セット（20枚入り） 200円



★指定ごみ袋の価格は、大村市のごみ処理手数料です。

## 購入及び利用の仕方

大村市指定ごみ袋取扱店（市内のスーパーや小売店など）にて購入いただき、市が週2回収集している燃やせるごみの日に出す際に、必ずこの指定ごみ袋に入れて口をくくって午前8時30分までに出してください。  
なお、環境センターでは販売していません。

★環境センターへ搬入する場合は、搬入ごみ処理手数料が必要になります。  
この場合は、「市販の無色透明の袋」に入れて持込んでください。  
（注意）「指定ごみ袋」使用で持ち込まれても、「指定ごみ袋」は返却できませんのでご了承ください。